

障発0331第3号
平成27年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正について

標記については、平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」の別添「補装具費支給事務取扱指針」により取り扱っているところであるが、今般、同指針の一部を別添のとおり改正したので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

「補装具費支給事務取扱指針について」新旧対照表

改正後	現 行
<p>障 発 第 0 9 2 9 0 0 6 号 平 成 1 8 年 9 月 2 9 日 障 発 第 0 3 3 1 0 0 3 号 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日 障 発 第 0 3 3 1 0 2 9 号 平 成 2 1 年 3 月 3 1 日 障 発 0 3 3 1 第 1 2 号 平 成 2 2 年 3 月 3 1 日 障 発 0 3 3 0 第 1 8 号 平 成 2 4 年 3 月 3 0 日 障 発 0 3 1 5 第 4 号 平 成 2 5 年 3 月 1 5 日 障 発 0 3 3 1 第 3 5 号 平 成 2 6 年 3 月 3 1 日 障 発 1 2 2 6 第 4 号 平 成 2 6 年 1 2 月 2 6 日 最終改正障 発 0 3 3 1 第 3 号 平 成 2 7 年 3 月 3 1 日</p>	<p>障 発 第 0 9 2 9 0 0 6 号 平 成 1 8 年 9 月 2 9 日 障 発 第 0 3 3 1 0 0 3 号 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日 障 発 第 0 3 3 1 0 2 9 号 平 成 2 1 年 3 月 3 1 日 障 発 0 3 3 1 第 1 2 号 平 成 2 2 年 3 月 3 1 日 障 発 0 3 3 0 第 1 8 号 平 成 2 4 年 3 月 3 0 日 障 発 0 3 1 5 第 4 号 平 成 2 5 年 3 月 1 5 日 障 発 0 3 3 1 第 3 5 号 平 成 2 6 年 3 月 3 1 日 最終改正障 発 1 2 2 6 第 4 号 平 成 2 6 年 1 2 月 2 6 日</p>
<p>各 〔 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 〕 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p>	<p>各 〔 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 〕 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p>

補装具費支給事務取扱指針について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）が平成25年4月1日から施行され、同法第76条に基づき補装具費の支給が行われることに伴い、別添のとおり市町村及び身体障害者更生相談所（（身体障害者福祉法第9条第7項の規定に基づく身体障害者更生相談所をいう。）（身体障害児にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第1項の規定に基づく医療を行う機関（以下「指定自立支援医療機関」という。））等における「補装具費支給事務取扱指針」を定め、事務の円滑・適正な運用に資することとしたので、了知のうえ貴管内市町村、関係機関等へ周知方ご配慮願いたい。

なお、本指針は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置付けられるものであるのでご留意願いたい。

別添

補装具費支給事務取扱指針

第1 基本的事項

1 補装具費支給の目的について

(1) 補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成26年厚生労働省告示478号。以下「特殊の疾病告示」という。）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）（以

補装具費支給事務取扱指針について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）が平成25年4月1日から施行され、同法第76条に基づき補装具費の支給が行われることに伴い、別添のとおり市町村及び身体障害者更生相談所（（身体障害者福祉法第9条第7項の規定に基づく身体障害者更生相談所をいう。）（身体障害児にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第1項の規定に基づく医療を行う機関（以下「指定自立支援医療機関」という。））等における「補装具費支給事務取扱指針」を定め、事務の円滑・適正な運用に資することとしたので、了知のうえ貴管内市町村、関係機関等へ周知方ご配慮願いたい。

なお、本指針は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置付けられるものであるのでご留意願いたい。

別添

補装具費支給事務取扱指針

第1 基本的事項

1 補装具費支給の目的について

(1) 補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成26年厚生労働省告示478号。以下「特殊の疾病告示」という。）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）（以

下「身体障害者・児」という。)の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等(以下「身体障害者」という。)の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等(以下「身体障害児」という。)については、将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。

このため、市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う業者(以下「補装具業者」という。)との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。

なお、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。

(2) (略)

2及び3 (略)

第2 具体的事項

1 (略)

下「身体障害者・児」という。)の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等(以下「身体障害者」という。)の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等(以下「身体障害児」という。)については、将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。

このため、市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う業者(以下「補装具業者」という。)との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。

なお、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。

(2) (略)

2及び3 (略)

第2 具体的事項

1 (略)

2 補装具費支給に係る事務処理について

(1) 支給の申請及び判定

- ① 身体障害者の補装具費支給 (略)

- ② 身体障害児の補装具費支給

市町村は、身体障害児の保護者から、様式例第6号の補装具費支給意見書を添付した様式例第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成する。

なお、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害児が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができる場合は、補装具費支給意見書を省略させることができること。

補装具費支給意見書は、

(ア) 指定自立支援医療機関又は保健所の医師

(イ) 2 (1) ①カに示す医師

のいずれかが作成したものであること。

また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること。

さらに、身体障害児に係る意見書及び補装具処方箋の様式は、①のイの様式に準じること。

2 補装具費支給に係る事務処理について

(1) 支給の申請及び判定

- ① 身体障害者の補装具費支給 (略)

- ② 身体障害児の補装具費支給

市町村は、身体障害児の保護者から、様式例第6号の補装具費支給意見書を添付した様式例第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成する。

なお、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害児が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができる場合は、補装具費支給意見書を省略させることができること。

補装具費支給意見書は、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の作成したものであること。

また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること。

さらに、身体障害児に係る意見書及び補装具処方箋の様式は、①のイの様式に準じること。

③ 難病患者等の補装具費支給

原則、身体障害者・児の手続きに準ずるものとするが、補装具費の支給申請を受け付けるにあたり、特殊の疾病告示に掲げる疾病に該当するか否かについては、医師の診断書等の提出により確認するものとする。なお、特定疾患医療受給者証等により疾病名が確認できる場合には、医師の診断書の提出を求めないことができること。

なお、難病患者等に係る補装具費支給意見書は、
(ア) 指定自立支援医療機関又は保健所の医師
(イ) 2 (1) ①カに示す医師
(ウ) 難病法第6条第1項に規定する指定医
のいずれかが作成したものであること。

本項において示している補装具費支給意見書を作成する医師の要件については、別表2を参照されたい。

(2)～(7) (略)

3～5 (略)

別表1 ○ 補装具の対象者について
(略)

③ 難病患者等の補装具費支給

原則、身体障害者・児の手続きに準ずるものとするが、補装具費の支給申請を受け付けるにあたり、特殊の疾病告示に掲げる疾病に該当するか否かについては、医師の診断書等の提出により確認するものとする。なお、特定疾患医療受給者証等により疾病名が確認できる場合には、医師の診断書の提出を求めないことができる。

なお、難病患者等に係る補装具費支給意見書を作成することのできる医師については、2 (1) ①カに示す医師に加え、難病法第6条第1項に規定する指定医を加える。

(2)～(7) (略)

3～5 (略)

別表 ○ 補装具の対象者について
(略)

別紙 (略)

別表2 ○ 補装具費支給意見書を作成する医師の要件について

	<u>身体障害者</u>	<u>身体障害児</u>	<u>難病患者等</u>
<u>身体障害者福祉法15条第1項に基づく指定医</u> <u>(所属学会認定の専門医)</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>指定自立支援医療機関の医師</u> <u>(所属学会認定の専門医)</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>上記と同等と認める医師(※)</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>保健所の医師</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>難病法第6条第1項に基づく指定医</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>○</u>

※ 補装具費支給意見書のみで市町村が判断する種目に限る

別添様式例第1～10号 (略)

別添様式1 (略)

別紙 (略)

別添様式例第1～10号 (略)

別添様式1 (略)